

様式第1号（第6条関係）

誓 約 書

平成 年 月 日

様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

当社は、労働社会保険諸法令、その他関連法令を遵守しており、また契約締結後においても同法令を遵守するとともに、説明を求められた際には誠実に応じる事をあらためて誓約します。

また下請け業者を使う場合、下請け業者にも同法令を遵守させることを誓約します。

別紙（第7条関係）

低入札価格調査及び特別重点調査による判定基準

1 基本的考え方

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第1項に定める趣旨を踏まえ、調査の結果、次のいずれにも該当しないことを判断の基本とする。
- (ア) 当該入札者が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められること
 - (イ) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められること
- (2) 調査は、調査対象工事単体として、入札額による履行の可否を判断するものとする。
- (3) 「公正な取引の秩序を乱すおそれ」の判断にあつては、社会通念上正常な取引の関係がゆがめられることとなるような入札を排除する観点から、履行の可否を判断するものとする。

2 調査による判定基準

項 目	内 容
(1) 調査に協力しない場合	<p>ア 低入札価格調査又は特別重点調査に関する調査資料の提出を、契約権者の定める期限までに行わない場合（契約権者等の承認を得たものを除く。）</p> <p>イ 契約権者等の定める期限までにアで提出した書類が整わない場合（契約権者等の承認を得たものを除く。）</p> <p>ウ 事情聴取に応じない場合</p>
(2) 見積数量が適正でない場合	発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量（参考数量）を満足していない場合
(3) 品質・規格が適正でない場合	材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
(4) 労務単価が適正でない場合	労務単価について、法定最低賃金を下回っている場合
(5) 工事費内訳書算出根拠が適正でない場合	<p>ア 算出根拠が明確でない場合</p> <p>イ 下請予定業者、資材購入予定業者、機材借上げ予定業者等からの聞き取りにより、工事費内訳書記載価格がいわゆる「指値」である等不当に低額に設定されたことが明白である場合</p> <p>ウ 下請、資材購入及び機材借上げについて、過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない場合</p>
(6) 建設副産物の処理が適正でない場合	<p>ア 建設副産物について、処理費用が計上されていない場合</p> <p>イ 建設副産物の処理費用が計上されている場合にあつても、当該処理費用算出根拠が示されない場合又は過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない等不当に低額な費用を計上している場合</p>
(7) 上記のほか、適正な工事の履行が行われないおそれがあると認められる場合	

別記

特に定めた契約条件

第1条 受注者は、受注者及びその下請負人に対しての工事コスト及び施工計画書等についての調査及び確認について協力しなければならない。

第2条 受注者は契約変更の際に、本則第3条に規定する請負代金内訳書を変更契約締結後7日以内に監督員に提出しなければならない。

(労働社会保険諸法令の遵守状況を確認できる書類の提出及びその内容についての事情聴取)

第3条 受注者は、業務を行うに当たり労働社会保険諸法令の遵守状況について確認できる書類について、発注者からその提出又は提示を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約の保証)

第4条 本則第4条第2項中「10分の1以上」とあるのは「10分の3以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第4条第4項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

(当初前金払)

第5条 本則第34条第1項中「10分の4以内」とあるのは「10分の2以内」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第34条第3項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替えて適用するものとする。

3 本則第34条第4項中「10分の5」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

(中間前金払)

第6条 本則第34条の2第5項中「10分の7」とあるのは「10分の5」と読み替えて適用するものとする。

(違約金の徴収)

第7条 本則第45条第2項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。